

【卒業生へ】

予約奨学金(日本学生支援機構)の申込みについて

今回、募集する予約奨学金は、下記の1.(1)～(3)です。これまでの貸与型に加え、今年度から給付型奨学金制度がスタートします。予約奨学金の申込みを希望する卒業生は、名護高校進路指導部で書類を受け取り、期限内に必要な書類をそろえて提出して下さい。

1. 奨学金の種類

貸与・給付額や提出書類などの詳細は、募集要項で確認して下さい。

(1) **【新制度】給付型奨学金**：返済義務無し

〔条件〕①卒業2年以内で、平成30年度に大学等へ進学を希望する者。

②住民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）また社会的養護を必要とする者。

※ 推薦基準の詳細は、次ページの

(2) **貸与型奨学金(第一種)**：無利子

(3) **貸与型奨学金(第二種)**：有利子

2. 申込みまでの流れ

(1) **資料配付と説明会**：5月30日(火)15:30～ 名護高校 進路指導室

※ この日に参加できない方は、6月2日(金)までに、名護高校進路指導室に資料をもらいに来て下さい。

(2) **書類提出**：6月9日(金)17:00〆切

(3) **校内選考**：給付型奨学金を希望している卒業生と3年生の中から、推薦者を選考する。

(4) **スカラネット入力**：6月27日(火)～6月29日(木)

※ 今回、予約奨学金の申込みを行わなくても、進学先に入学後、申込をする事もできます。これを「在学採用」といいます。ただし、給付型奨学金は今回の予約のみとなっています。

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。ただし、奨学生採用候補者には、卒業後2年以内の卒業生も含まれる。

1. 推薦基準

(1) 人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている。
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3) 学力及び資質について

成績が優秀で、向学心に富み、進学先での学修に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ・ 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）